

環境省防災業務計画

平成13年1月6日環境省訓令第20号
改正 平成13年12月21日環境省訓令第63号
改正 平成17年10月1日環境省訓令第20号
改正 平成24年9月19日環境省訓令第20号
改正 平成25年9月4日環境省訓令第24号
改正 平成28年1月20日環境省訓令第1号
改正 平成28年4月1日環境省訓令第8号
改正 平成28年8月23日環境省訓令第16号

目 次

第1編 総則

1. 趣旨
 - (1) 計画の目的
 - (2) 基本的施策
 - (3) 実施に当たっての配慮
2. 防災体制
 - (1) 環境省緊急災害対策本部
 - (2) 環境省非常災害対策本部
 - (3) 非常災害対策連絡会議
 - (4) 環境省災害対策チーム
 - (5) 環境省現地災害対策本部
3. 防災の体制整備
 - (1) 職員の参集（本省）
 - (2) 職員の現地派遣
 - (3) 政府災害対策本部設置時の職員派遣
 - (4) 地方環境事務所の防災業務計画及び業務継続計画
4. 基本的な応急対応等の例
 - (1) 災害発生時の基本的応急対応例
 - (2) 事態進行時・終息時における基本的対応例

第2編 震災対策

1. 災害予防
 - (1) 防災情報の連絡体制の強化
 - (2) 防災教育、広報
 - (3) 防災訓練
 - (4) 環境保全の観点に立った地震に強い国づくり、街づくりの具体的提案
 - (5) 所管施設等の耐震性その他の安全性の確保
 - (6) 所管施設等の整備等
 - (7) 非常資機材及び連携体制の確保
 - (8) 工場・事業場の立地状況の把握等
 - (9) 有害物質等に関する汚染防止体制の整備等
 - (10) 公健法被認定者等の状況把握等
 - (11) 地盤沈下防止対策
 - (12) 災害廃棄物に係る処理体制の整備
 - (13) 家庭動物との同行避難、避難所での飼養の準備等への支援
 - (14) 調査研究
2. 災害応急対策
 - (1) 情報の収集連絡等
 - (2) 応急措置の実施
 - (3) 各種相談窓口の設置等
3. 災害復旧・復興等
 - (1) 復旧・復興関係相談窓口の設置等
 - (2) 支援措置の検討及び実施
 - (3) 復旧・復興段階における環境配慮の確保
4. 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - (1) 環境省地震災害警戒本部

- (2) 地震に関する情報の伝達等
- (3) 地震防災応急対策
- (4) 大規模な地震に係る防災訓練
- (5) 地震防災上必要な教育
- (6) 地方環境事務所地震防災強化計画の作成

5. 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

- (1) 津波からの防護のための施設の整備等
- (2) 災害対策本部等の設置及び要員参集体制等
- (3) 大規模な地震に係る防災訓練
- (4) 地震防災上必要な教育
- (5) 地方環境事務所地震防災推進計画の作成

6. 環境省業務継続計画

第3編 風水害、火山災害その他の災害対策

1. 災害予防

- (1) 防災情報の連絡体制の強化
- (2) 防災教育、広報
- (3) 防災訓練
- (4) 環境保全の観点に立った風水害等の災害に強い国づくり、街づくりの具体的提案
- (5) 所管施設等の安全性の確保
- (6) 所管施設等の整備等
- (7) 非常資機材及び連携体制の確保
- (8) 工場・事業場の立地状況の把握等
- (9) 有害物質等に関する汚染防止体制の整備等
- (10) 公健法被認定者等の状況把握等
- (11) 地盤沈下防止対策
- (12) 災害廃棄物に係る処理体制の整備
- (13) 家庭動物との同行避難、避難所での飼養の準備等への支援
- (14) 調査研究

2. 災害応急対策

- (1) 情報の収集連絡等
- (2) 応急措置の実施
- (3) 各種相談窓口の設置等

3. 災害復旧・復興等

- (1) 復旧・復興関係相談窓口の設置等
- (2) 支援措置の検討及び実施
- (3) 復旧・復興段階における環境配慮の確保

第4編 原子力災害対策

1. 災害予防

- (1) 防災情報の連絡体制の強化
- (2) 緊急時モニタリング体制の整備
- (3) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備
- (4) 緊急時の派遣体制の整備
- (5) 原子力防災訓練

2. 災害応急対策

- (1) 特定事象発生時等の対応
- (2) 環境省原子力緊急災害対策本部
- (3) 環境省原子力非常災害対策本部

- (4) 情報の収集連絡等
- (5) 放射能影響の早期把握のための活動
- (6) 公衆被ばく線量の把握
- (7) 応急措置の実施
- (8) 原子力被災者への生活支援活動

3. 災害復旧

第5編 油汚染災害対策

1. 災害予防

- (1) 防災情報の連絡体制の強化
- (2) 情報の総合的な整備
- (3) 対応体制の整備
- (4) 関係資機材の整備
- (5) 訓練等

2. 災害応急対策

- (1) 油汚染事故対策省内連絡会議
- (2) 応急措置の実施

3. 災害復旧

第6編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第1編 総則

1. 趣旨

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項、及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成17年法律第282号）第6条第1項の規定に基づき、環境省の所掌事務（外局を除く。）について、防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興その他防災に関し採るべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項並びに地震防災強化計画及び地震防災対策推進計画等を定め、もって的確かつ計画的な災害対策の実施・推進に資することを目的とする。

(2) 基本的施策

この計画は、災害対策基本法第2条に規定する災害に対処するため、以下の内容の措置について総合的かつ円滑な推進を図ることをもって基本的施策とする。

- ①環境省の防災活動体制の確立に関する措置
- ②災害による環境への影響を未然に防止するための予防的な措置
- ③災害による環境への影響が生じた場合における応急措置及び影響拡大防止に関する措置
- ④復旧・復興に伴う環境への影響の軽減及び復旧・復興への環境配慮の組み込みに関する措置

(3) 実施に当たっての配慮

この計画に基づき、防災に関する事務を処理するに当たっては、防災行政事務の統一性を保持しつつ、関係団体と密接に連携し、相互に協力するよう努めるものとする。

また、この計画は、的確かつ計画的な災害対策の実施・推進の観点から、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 防災体制

防災に関する事務を的確かつ円滑に推進するため、環境省の全組織を通じて必要な体制を有機的に組織し、責任の所在を明確にするとともに、関係団体との間の協力体制を確立するものとする。

(1) 環境省緊急災害対策本部

①環境省緊急災害対策本部の設置

環境大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所掌する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、環境省緊急災害対策本部（以下「緊急災害対策本部」という。）を設置することができる。

②緊急災害対策本部の組織

- ・緊急災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- ・本部長は、環境大臣とする。
- ・副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。
- ・本部員は、官房長、各局長、放射性物質汚染対処技術統括官、各部長、大臣官房審議官（官房担当）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長及び大臣官房会計課長とする。
- ・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて必要な職員を随時に参加させることができる。

③緊急災害対策本部の事務

- ・緊急災害対策本部は、次に掲げる事務を処理する。
- ・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。
- ・災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること。
- ・その他講じるべき災害応急対策の実施の推進に関すること。

④緊急災害対策本部の庶務

緊急災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課において処理する。ただし、必要に応じて当

該災害担当部局担当課室に移管することができる。

⑤雑則

以上に定めるほか、緊急災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(2) 環境省非常災害対策本部

①環境省非常災害対策本部の開催

事務次官は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所管する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、環境省非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部」という。）を設置することができる。

②非常災害対策本部の組織

- ・非常災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- ・本部長は、事務次官とする。
- ・副本部長は、官房長及び当該災害担当部局長をもって充てる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、官房長、当該災害担当部局長の順で職務を代理する。
- ・本部員は、各局長、放射性物質汚染対処技術統括官、各部長、大臣官房審議官（官房担当）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長及び大臣官房会計課長とする。
- ・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて必要な職員を随時に参加させることができる。

③非常災害対策本部の庶務

非常災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

④雑則

以上に定めるほか、非常災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(3) 環境省災害対策連絡会議

①環境省災害対策連絡会議の開催

大臣官房総務課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、環境省として行うべき応急対策の実施のため、各部局間の円滑な調整、連絡等を行う必要があると認めるときは、環境省災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができる。

②連絡会議の組織

- ・連絡会議は、大臣官房総務課長が主宰し、大臣官房総務課長に事故あるときは、大臣官房秘書課長、大臣官房会計課長の順で職務を代行する。
- ・連絡会議の構成員は、大臣官房総務課長、大臣官房秘書課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課環境情報室長及び各部局総括課長とする。
- ・連絡会議には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて幹部職員を含め必要な職員を随時に参加させることができる。

③連絡会議の庶務

連絡会議の庶務は、大臣官房総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

④雑則

以上に定めるほか、連絡会議の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(4) 環境省災害対策チーム

①環境省災害対策チームの設置

官房長又は大臣官房総務課長（以下「官房長等」という。）は、災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合において、災害情報の収集、幹部への報告、関係部署との連絡調整及び初動措置の総合調整を集中的に行うため、環境省災害対策チーム（以下「災害対策チーム」という。）を設置することができる。

②構成員

災害対策チームの構成員は、官房長等が、大臣官房を含む関係課室から災害の状況等に応じ必要な者を指名する。

(5) 環境省現地災害対策本部

①環境省現地災害対策本部の設置

- ・地方環境事務所長（地方環境事務所長に事故あるときは、事務次官）は、特定の地域にお

いて災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、環境省として行うべき応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、環境省現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- ・被災地域を所管する地方環境事務所の庁舎が使用不能となった場合、隣接する地方環境事務所管内に現地本部を設置することを想定し、地方環境事務所間において事前準備に係る必要な検討を行うものとする。
- ・複数の地域にまたがる災害の発生、又はそのおそれに対処しようとする場合は、その地域を所管する地方環境事務所の一つ又は複数に現地本部を設置することができる。

②現地本部の組織

- ・現地本部の本部長は、当該本部を設置した事務次官又は地方環境事務所長が指名する。
- ・本部員は、当該本部が設置される地方環境事務所の職員（本省又は他の地方環境事務所からの派遣職員がいる場合には、当該職員を含む。）の中から、本部長が指名するものにより構成する。
- ・現地本部には、必要に応じ副本部長を置くことができる。

③現地本部の庶務

- ・現地本部の庶務は、当該地方環境事務所の総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該事務所の災害担当課に移管することができる。

④現地本部の業務

- ・現地本部は、政府の緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部（以下「政府現地災害対策本部」という。）と、各都道府県、市町村等と密接に連携し、現地の被災状況や対応状況等に関し情報収集し、災害対策を実施する。

⑤地方環境事務所間の相互協力

- ・地方環境事務所間においては、必要がある場合には、職員派遣の相互協力について取り決めを定めることができる。

⑥雑則

以上に定めるほか、現地本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。また各地方環境事務所は、この計画及びこれら規定に従い地方環境事務所毎に現地本部の細則を定めることができる。

3. 防災の体制整備

(1) 職員の参集（本省）

①情報連絡体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災体制の確立に必要な要員の確保等のため、平常時より情報連絡体制を整備しておかなければならない。

なお、衛星携帯電話の整備及び初動連絡の運用等については、別に定めるものとする。

②職員自身による防災業務体制及び安全の確保

職員は、非常災害の発生時に自らの安全を確保しつつ、防災業務のための参集等ができるよう、日頃から飲料水、非常食及び防災用品の備蓄等に努めるものとする。

③参集対象者の非常参集（自動参集）

あらかじめ定められた職員（以下「参集対象者」という。）は、勤務時間の内外を問わず、「東京23区内で震度6強以上の地震が発生した場合」等、別に定める場合は、参集指示を待つことなく、直ちに参集するものとする。

なお、交通途絶等により参集できない者は、必要に応じ、適当な通信手段を用いて防災業務を行うよう努めるものとする。

④参集対象者の非常参集（招集による参集）

参集対象者は、勤務時間の内外を問わず、上記③の場合以外で、別に定めるところによる参集指示を受けたときは、直ちに参集するものとする。なお、交通途絶等により参集できない者は、必要に応じ、適当な通信手段を用いて防災業務を行うよう努めるものとする。

(2) 職員の現地派遣

①職員派遣の事前準備

災害対策の円滑な実施等のため、災害発生時に速やかに環境本省、地方環境事務所の職員の派遣が行われるよう、災害廃棄物・家庭動物・石綿対策、派遣職員の事務補助等の業務経験者リストの整備など体制の整備に努めるものとする。

②職員派遣の判断

- ・政府現地災害対策本部が設置される場合には、現地本部に、原則として、指定職級職員を派遣するものとする。当該職員は、現地本部長の指揮に従うとともに、政府現地災害対策本部と密接に連携するものとする。

・その他災害の規模、態様等に応じて、本省又は他の地方環境事務所から職員を派遣するものとする。

③派遣職員の任務

現地本部又は政府現地災害対策本部に派遣された職員は、派遣先の指示に従い、必要な支援内容の調査、関係諸機関との連絡調整などの任務にあたる。

④派遣職員の交替と帰任

現地派遣職員の健康状態等に鑑み、適宜派遣職員を交替させることができる。また災害の収束、政府全体の対応、被災生活者への支援状況等から総合的に本省又は他の地方環境事務所の職員の帰任を判断するものとする。

⑤派遣職員の事務補助

派遣職員の宿泊施設、食糧、交通手段確保等の事務補助については、本省あるいは他の地方環境事務所からの職員派遣等の支援を受けつつ、地方環境事務所が主導的に行う。ただし、地方環境事務所が被災する等の事態の場合は、本省及び他の地方環境事務所が連携して行う。

⑥なお、派遣職員に係る手当その他の取扱については、別に定めるものとする。

(3) 政府災害対策本部設置時の職員派遣

①職員派遣の事前準備

政府の緊急災害対策本部又は非常災害対策本部（以下「政府災害対策本部」という。）が行う災害対策の総合調整に資するため、災害発生時に速やかに環境本省から職員を派遣できるよう関係部局からの派遣予定者リストの整備に努めるものとする。

②職員派遣の判断

政府災害対策本部が設置された場合は、当該本部の本部員に加え、原則として速やかに職員を派遣するものとする。

③派遣職員の交替と帰任

派遣職員の健康状態等に鑑み、適宜派遣職員を交替させることができる。また災害の収束、政府全体の対応、被災生活者への支援状況等から総合的に本省職員の帰任を判断するものとする。

(4) 地方環境事務所の防災業務計画及び業務継続計画

①防災業務計画

地方環境事務所の長は、防災基本計画及びこの計画等を踏まえ、その所掌事務及び管轄区域の自治体が定める地域防災計画との整合を図り、防災業務を推進する上で必要な、緊急時の初動対応を含め実態に即した防災業務計画を作成するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

②業務継続計画

地方環境事務所の長は、地方環境事務所の防災業務計画を補完するために、職員の安否確認、代替庁舎、防災用品の備蓄など災害時に継続すべき所掌業務を実施する上で必要な事項を定めるための計画を、別に定めるものとする。

③報告事項

地方環境事務所の長は、防災業務計画及び業務継続計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを事務次官に報告しなければならない。

4. 基本的な応急対応等の例

(1)(2)は環境省が災害発生時にその初動を迅速に実施し、また事態進行時あるいは事態終息時に円滑な対応ができるよう、各編に共通する部分から例示的に初動の進め方を記載した。言うまでもなく、実際の災害発生時には当該災害の態様に合わせ柔軟かつ迅速に対応していく必要がある。

(1) 災害発生時の基本的応急対応例

①初報時の対応

- ・発災情報の速やかな伝達
- ・職員安否確認の開始
- ・情報の速やかな収集の開始
- ・職員参集と本省の各本部、現地本部又は災害対策チームの設置決定

②本省の災害対策本部及び現地本部会合での基本的確認事項

- ・職員安否の確認
- ・被害状況の確認
- ・中央防災・官邸との連絡体制の確認（職員派遣の確認を含む）
- ・現地本部・政府現地災害対策本部・自治体との連絡体制

- (指定職を含む職員派遣の確認を含む)
- ・非優先業務の決定
 - ・広報・情報提供の基本方針
 - ③優先業務及び緊急対応事務（廃棄物・動物愛護管理行政など）の対応開始
 - ・派遣者の事前リストの準備（持病等の情報を含む）
 - ・対応ガイドラインの事前共有
 - ・現地の関係者共同本部の設置
 - ・現地本部における担当班業務及びその構成員の明確化
 - ・現地本部と被災自治体等の担当者レベルでの定期的な情報共有・方針協議の場の確立

(2) 事態進行時・終息時における基本的対応例

- ①各部局から災害対策チームへの逐次報告
- ②政府非常災害対策本部からの連絡の報告
- ③現地本部における各担当班からの取組報告及び今後の方針協議
- ④日々の取組に係る日報形式等の文書化及び関係者間での共有
- ⑤事態終息後における日報・配布資料・写真等記録の作成・保存義務

第2編 震災対策

1. 災害予防

(1) 防災情報の連絡体制の強化

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、地方公共団体、民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るものとする。

- ①関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- ②職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。なお、夜間、休日の場合、首都直下地震等により本庁舎が被災した場合等の対応体制については、別に定める。
- ③迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- ④収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

(2) 防災教育、広報

災害の発生に際して、情報の収集・連絡その他の応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、環境省及び地方公共団体の関係職員に対して、関係法令、実施等に関する講習会の開催、これまでの大規模災害から得られた教訓等を参考に必要な教育を行うものとする。

また、災害発生時及び復旧・復興時における環境保全の重要性について、適切な広報活動が行われるよう、体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、防災上必要な訓練を行うものとする。この場合において、首都直下地震に対する対応をはじめとして想定した災害に対する対応策を事前に十分検討するものとする。

(4) 環境保全の観点に立った地震に強い国づくり、街づくりの具体的提案

市街地内における緑地空間確保、緩衝緑地の確保、河川水、地下水、ため池の良好な水の確保等地震に強い国づくり、街づくりに関し、環境保全の観点からの具体的な提案に努めるものとする。

(5) 所管施設等の耐震性その他の安全性の確保

所管の施設・設備及び環境省が地方公共団体に補助した施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その耐震性の強化、非常電源の確保、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする。

地方環境事務所においては、入居庁舎等の耐震性についてあらかじめ確認し、想定される被害によるインフラ系の障害について対策を講じておくものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする。

なお、首都直下地震等が発生した場合など物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

(6) 所管施設等の整備等

所管の国民公園、国立公園等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備の整備等を図るよう努めるとともに、国立公園内の所管地、集団施設地区等における各種施設の状況等必要な情報について、あらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

(7) 非常資機材及び連携体制の確保

災害の発生後に緊急に必要となる状況に備えて、地方公共団体等における環境モニタリングのための資機材その他の応急措置のため必要な資機材及びその運用のための人員等（以下「資機材等」という。）の整備・配置状況について把握するものとする。

また、資機材等の相互利用等に関する連携体制を含め、災害時の環境モニタリング体制を平時より整備しておくよう地方公共団体に対し助言を行うものとする。

(8) 工場・事業場の立地状況の把握等

災害の発生に備えて、化学物質排出把握管理促進法におけるPRTR制度の届出事業所や、大都

市地域を中心とした、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の対象となっている大規模な工場その他の工場・事業場について、その位置、取り扱う規制物質等について、有害性情報を含めた必要な情報についてあらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

また、大規模な油汚染事故の発生に備えて、事故発生時に保護すべき自然環境の優先度を決定するための情報を、全国の海岸について整備しておくものとする。

(9) 有害物質等に関する汚染防止体制の整備等

災害の発生時における有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩による大気、公用水域、地下水及び土壌の汚染等に対する的確な応急対策を迅速かつ円滑に実施するための体制について、あらかじめ整備するよう努めるものとし、また、地域防災計画において有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩の防止等に関する緊急対策マニュアルを策定するよう地方公共団体を指導するものとする。

また、必要に応じ、前項の工場・事業場においても必要な事故時対応マニュアルを策定するよう指導するものとする。

(10) 公健法被認定者等の状況把握等

災害の発生に備え、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく被認定者等（以下「公健法被認定者等」という。）について、関係地方公共団体及び独立行政法人環境再生保全機構が平常時からその氏名、住所等必要なデータを多重化して保有するよう指導するものとする。

また、災害時においても公健法被認定者等への相談対応や効果的な診療等が円滑に行われるための体制整備等に努めるものとする。

(11) 地盤沈下防止対策

①地下水採取の規制

津波による災害の防止の観点から、地盤沈下の防止を図るため、工業用水法（昭和31年法律第146号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）に基づき、工業用又は建築物用の地下水の採取の規制を行うとともに、必要に応じ、地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。

②地盤沈下の監視測定

地方公共団体に対し、地下水採取地域における地盤高及び地下水位の変動状況等の監視測定のための調査を継続的に実施するよう指導するものとする。

③必要に応じ、関係行政機関と下記に関わる調整を行うものとする。

- ・地下水の採取の規制及び地盤沈下防止等対策要綱により必要となる、代替水供給事業の計画的促進。
- ・地盤沈下地域における津波による災害を防止するための、河川改修、津波対策、内水排除施設の設備等の計画的促進。

(12) 災害廃棄物に係る処理体制の整備

①一般廃棄物処理施設等の強靱化等

災害時における災害廃棄物処理施設等の強靱化の観点から、地方公共団体に対し、以下の点などについて指導・助言その他の支援を行うものとする。

- ・一般廃棄物処理施設等の耐震化、不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の対策の導入
- ・大規模災害への備えとして、広域的な処理を行う地域単位で共有すべき処理能力・容量を踏まえた施設整備

②災害時応急体制の整備

ア 平時の備えとして、地方公共団体において災害廃棄物対策指針に基づき災害廃棄物処理計画の策定を行うとともに、当該計画に基づき災害廃棄物対策が進められるよう、地方公共団体に対して以下の点などについて指導・助言その他の支援を行うものとする。

- ・災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理方法等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画の策定
- ・災害廃棄物処理計画等に基づいた周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備
- ・災害対応力向上のための人材育成等
- ・一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄、及び収集車両等の緊急出動体制の

整備

- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備
- イ 平時の備えとして、発災時に円滑かつ迅速に自治体支援が行えるよう、地方環境事務所を中心とした地方公共団体支援体制等の確保に努めるものとする。
- ウ 大規模災害への備えとして、地方環境事務所が中心となって、地域ブロック単位で大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画を策定するとともに、本省が中心となって複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制の構築に努めるものとする。

(13) 家庭動物との同行避難、避難所での飼養の準備等への支援

災害時における家庭動物の同行避難や避難所での飼養の準備、家庭での予防・安全対策等について参考となる活動事例集及びガイドラインを作成し、地方公共団体が実施する対策等を支援するものとする。

(14) 調査研究

災害に伴う環境への影響の未然防止に関する調査研究、災害に伴う環境への影響が生じた場合の応急措置及び影響拡大に関する調査研究、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する研究開発、その他の必要な調査研究を推進するものとする。

2. 災害応急対応

(1) 情報の収集連絡等

- ①災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、内閣府、気象庁その他の関係機関と緊密に連絡をとり、災害の程度、態様等の必要な情報の迅速かつ的確な連絡に努めるものとする。
- ②的確な災害応急対策を実施するため、消防庁、海上保安庁その他の関係機関、地方公共団体、ガス、通信その他の関係公共機関等と連絡をとり、1.(8)の工場・事業場等からの有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩等による汚染状況、原因等必要な情報の迅速かつ的確な収集に努めるものとする。
また、災害廃棄物等の迅速で円滑な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、被災地方公共団体の施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量見込み等について、情報収集を行うものとする。
- ③収集した情報は、直ちに緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）に報告するものとする。
- ④情報の収集の結果、有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等が生じた場合、その応急措置及び影響拡大防止措置を迅速かつ的確に講じるものとする。その際には、被災地において、消防・水防、救急・救助、避難の誘導その他の住民の保護に係る応急対策を実施している関係機関その他関係団体と密接な連携を図るものとし、住民の生命・身体に危険が生じるおそれがあると判断されるときは、直ちに、報道機関、関係地方公共団体等を通じて、一般への周知措置を講じるとともに、国の非常災害対策本部等に対して、その旨を報告するものとする。

(2) 応急措置の実施

緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）においては、収集した情報等に基づき、下記事項を含む所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

- ①施設等の安全性の確認
 - ・当省所管施設・設備の安全性の確認及び必要な応急復旧の実施
 - ・地方公共団体が所管する公害監視施設等の環境関係施設、設備への同様の措置の実施の指導
- ②所管施設等の避難場所等としての利用
 - ・所管の国民公園等の災害時における緊急避難場所としての利用
- ③緊急環境モニタリングの実施
 - ・地方公共団体との連携を含めた環境モニタリングの実施。また、その際の廃棄物処理場、浄水場等の優先的監視
 - ・必要な資機材等の地方公共団体間の相互利用の斡旋、調整
- ④被災工場・事業場に関する措置
 - ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査、指示
- ⑤公健法被認定者等に関する措置
 - ・被災地域の公健法被認定者等の被害状況の把握
 - ・公健法被認定者等が各種医療手帳の提示なく医療を受けられるよう医療機関へ通知を发出

- ⑥地盤沈下防止対策
 - ・地盤沈下地域状況の把握
- ⑦災害廃棄物等の処理対策
 - ・災害廃棄物等の処理状況の把握
 - ・必要な資機材等の広域的な支援要請、調整
- ⑧生活環境に関する支援
 - ・石綿を含む粉じんばく露防止に係る防じんマスク着用の周知
 - ・悪臭防止対策に関する助言
- ⑨避難所における家庭動物のためのスペース確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物等）の逸走対策及び動物伝染病の予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について地方公共団体や現地動物救護本部への必要な情報提供及び支援
- ⑩職員派遣、資材機材提供等による地方公共団体の環境モニタリングに対する支援
- ⑪その他地域防災計画、緊急対策マニュアル等の的確な実施に関する地方公共団体の指導
- ⑫被災地方公共団体以外の地方公共団体、環境保全に関連する民間団体に対する応援要請

(3) 各種相談窓口の設置等

必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、公健法被認定者等や地域住民等に対する各種相談窓口を開設するものとする。
また、被災等により認定更新の機会を逸した公健法被認定者等に関する認定更新のための特例措置を含め、環境省の実施する災害応急対策の周知徹底に努めるものとする。

3. 災害復旧・復興等

(1) 復旧・復興関係相談窓口の設置等

2.(3)の継続を図るほか、必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、被災企業等に対する各種相談窓口を開設するものとする。
また、併せて環境省の実施する災害復旧・復興対策の周知徹底に努めるものとする。

(2) 支援措置の検討及び実施

地域環境の保全を図るため、災害の程度、態様、被害の状況、環境汚染の状況等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、下記事項を含む復旧・復興対策を講じるものとする。

- ①被災企業に対する支援措置
 - ・公健法に基づく汚染負荷量賦課金を納付している企業等が被災した場合の納付の猶予措置
 - ・被災した工場・事業場の復旧に係る大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく届出等の弾力的な運用
 - ・被災企業等への独立行政法人環境再生保全機構の融資等における返済条件の緩和等
- ②環境監視体制に関する支援措置
 - ・地方公共団体の環境モニタリングに対する助言
 - ・環境監視施設・設備の被害状況把握
- ③一般廃棄物処理施設等の復旧
 - ・一般廃棄物処理施設等の復旧に係る国庫補助を活用した支援
- ④災害廃棄物等の処理
 - ・広域にわたる処理計画の総合調整
 - ・災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を活用した支援
 - ・大規模な災害時における災害対策基本法に基づく災害廃棄物処理指針の策定及び代行処理の実施

(3) 復旧・復興段階における環境配慮の確保

災害からの復旧・復興に当たっては、環境保全への配慮が重要であることから、被災した工場・事業場等の再稼働時に有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による汚染等の被害が発生しないよう、また、被災建築物の解体、災害廃棄物等による環境汚染の未然防止のための必要な措置を講じるよう、地方公共団体に対して助言及び指導するものとする。また、必要に応じ、大規模公共事業に係る環境影響評価を実施する。

さらに、緑地や公園の整備、低層密集市街地や住工混在地区の改善等環境保全の考え方を取り込んだ街づくりが確保されるよう、地方公共団体の復興計画に協力するとともに、関係省庁へも働きかけることとする。

4. 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

東海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、環境省の所掌事務について、地震災害に関する警戒宣言が出された場合に採るべき地震防災応急対策に係る措置並びに大規模な地震に係る防災訓練及び地震防災上必要な教育・広報に関する事項を定めるものとする。

(1) 環境省地震災害警戒本部

①環境省地震災害警戒本部の設置

環境大臣は、地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときは、速やかに環境省地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

②警戒本部の組織

警戒本部の組織は、緊急災害対策本部の例による。

③警戒本部の事務

警戒本部は、次に掲げる事務を処理する。

- ・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する地震防災応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること
- ・警戒宣言等の伝達並びに地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること
- ・その他地震防災応急対策の実施の推進に関すること

④警戒本部の庶務

警戒本部の庶務は、大臣官房総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

⑤警戒本部の廃止

警戒本部は、当該地震災害に関し、緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置されたとき又は当該地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときは、廃止されるものとする。

⑥雑則

以上に定めるほか、警戒本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(2) 地震に関する情報の伝達等

①地震防災応急対策要員の参集等

気象庁が東海地震注意情報を発表した場合には、参集対象者は、地震防災応急対策を実施するため、直ちに非常参集するとともに、相互に連携して迅速かつ確かな情報の収集・伝達を行い、これらの情報の共有化を図るものとする。

また、政府が東海地震注意情報を踏まえて準備行動を実施することとした場合は、関係部局及び関係地方環境事務所（以下「関係部局等」という。）は、必要な準備行動をとるものとする。

②地震災害に関する警戒宣言

閣議において地震災害に関する警戒宣言を発することが決定された場合には、関係部局等は、あらかじめ定められたところに従い、地震防災応急対策に入るものとする。

なお、勤務時間外の時間帯における情報収集・連絡体制については、別に定めるところによる。

(3) 地震防災応急対策

①工場・事業場に対する警戒宣言発出時の対応

関係部局等は、地方公共団体と連携しつつ、警戒宣言が発せられた場合における大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の対象となっている工場・事業場が講じるべき措置に関し、基本的な指針を定めておくものとする。

また、関係部局等は、地方公共団体と連携して、平常時から、当該指針の工場・事業場への普及に努めるものとする。

さらに、警戒宣言発出時においては、地方公共団体と連携して、直ちに各工場・事業場が事故時マニュアル等に従って対応するよう指導するものとする。

②所管施設等の安全性確保に関する警戒宣言発出時の対応

関係部局等は、地震防災対策強化地域内における所管の施設・設備の安全性確保について、あらかじめ、警戒宣言が発せられた場合の対応について検討しておくものとする。

さらに、警戒宣言発出時においては、必要に応じ、直ちに検討した方策に従い、対応するものとする。

③地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等

関係部局等は、関係地方公共団体、関係公共機関、関係事業者等と協力して地震防災応急対策の実施状況等に関する情報を把握し、必要に応じて指導・助言を行うとともに、警戒本部に逐次報告するものとする。

(4) 大規模な地震に係る防災訓練

国の総合的な防災訓練又は関係地方公共団体の防災訓練の一環として、関係機関と連携を図りつつ、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(5) 地震防災上必要な教育

職員に対し、1.(2)の防災教育の一環として、その果たすべき役割等に関して地震防災上の教育を実施するものとする。その際、この教育の内容には、次の事項を含むものとする。

- ①警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ②地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ③これまでの大規模災害から得られた教訓

(6) 地方環境事務所地震防災強化計画の作成

地震防災対策強化地域の全部又は一部を管轄する地方環境事務所の長は、その管轄区域内の地震防災対策強化地域について、その所掌事務に関し、地震防災応急対策に係る措置、大規模な地震に係る防災訓練及びこれまでの大規模災害から得られた教訓等を参考に地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定めた地方環境事務所地震防災強化計画を作成し、これを地方環境事務所の防災業務計画に規定するものとする。

5. 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、環境省の所掌事務について、地震に伴い発生する津波からの防護のための施設の整備、防災訓練及び地震防災上必要な教育・広報に関する必要な事項を定めるものとする。

(1) 津波からの防護のための施設の整備等

①工場・事業場に対する地震発生時の対応

関係部局等は、地方公共団体と連携しつつ、地震に伴い発生する津波発生時の場合における大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の対象となっている工場・事業場が講じるべき措置に関し、基本的な指針を定めておくものとする。

また、関係部局等は、地方公共団体と連携して、平常時から、当該指針の工場・事業場への普及に努めるものとする。

さらに、地震に伴い発生する津波発生時においては、地方公共団体と連携して、直ちに各工場・事業場が事故時マニュアル等に従って対応するよう指導するものとする。

②所管施設等の安全性確保に関する地震発生時の対応

関係部局等は、地震防災対策推進地域内における所管の施設・設備の安全性確保等について、あらかじめ、地震に伴い発生する津波来襲に備えた対応について検討しておくものとする。

さらに、警戒宣言発出時においては、必要に応じ、直ちに検討した方策に従い、対応するものとする。

(2) 災害対策本部等の設置及び要員参集体制等

①地震防災応急対策要員の参集等

南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、参集対象者は、地震防災応急対策を実施するため、直ちに非常参集するとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行い、これらの情報の共有化を図るものとする。

②災害対策本部等の設置

南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、緊急災害対策本部等を設置し、関係部局等は、あらかじめ定められたところに従い、地震防災応急対策に入るものとする。

なお、勤務時間外の時間帯における情報収集・連絡体制については、別に定めるところによる。

③地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等

関係部局等は、関係地方公共団体、関係公共機関、関係事業者等と協力して地震防災応急対策の実施状況等に関する情報を把握し、必要に応じて指導・助言を行うとともに、緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）に逐次報告するものとする。

(3) 大規模な地震に係る防災訓練

国の総合的な防災訓練又は関係地方公共団体の防災訓練の一環として、関係機関と連携を図

りつつ、地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(4) 地震防災上必要な教育

職員に対し、1.(2)の防災教育の一環として、その果たすべき役割等に関して地震防災上の教育を実施するものとする。その際、この教育の内容には、次の事項を含むものとする。

- ①南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ②地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ③これまでの大規模災害から得られた教訓

(5) 地方環境事務所地震防災対策推進計画の作成

地震防災対策推進地域の全部又は一部を管轄する地方環境事務所の長は、その管轄区域内の地震防災対策推進地域について、その所掌事務に関し、地震に伴い発生する津波からの防護のための施設の整備、防災訓練及びこれまでの大規模災害から得られた教訓等を参考に地震防災上必要な教育・広報に関する必要な事項等を定めた地方環境事務所地震防災対策推進計画を作成し、これを地方環境事務所の防災業務計画に規定するものとする。

6. 環境省業務継続計画

大規模な首都直下地震が発生した場合には、東京圏の政治、行政、経済等の中枢機能に甚大な被害を及ぼすおそれがある。環境省においても、その所管する事務に係る機能が停止又は低下することが考えられるため、この計画に基づく災害応急対応業務等を遅滞なく実施するとともに、復旧・復興に伴う環境影響の軽減及び環境配慮の取り組みを図るための計画を、別に定めるものとする。

第3編 風水害、火山災害その他の災害対策

1. 災害予防

(1) 防災情報の連絡体制の強化

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、地方公共団体、民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るものとする。

- ① 気象庁その他の関係機関から非常災害を引き起こすおそれのある気象、水象情報、注意報、警報等があった場合の伝達体制の確立を図る。
- ② 関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- ③ 職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。なお、夜間、休日の場合、風水害等により本庁舎が被災した場合等の対応体制については、別に定める。
- ④ 迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- ⑤ 収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

(2) 防災教育、広報

災害の発生に際して、情報の収集・連絡その他の応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、環境省及び地方公共団体の関係職員に対して、関係法令、実務等に関する講習会の開催、これまでの大規模災害から得られた教訓等を参考に必要な教育を行うものとする。

また、災害発生時及び復旧・復興時における環境保全の重要性について、適切な広報活動が行われるよう、体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、防災上必要な訓練を行うものとする。この場合において、想定した災害に対する対応策を事前に十分検討するものとする。

(4) 環境保全の観点に立った風水害等の災害に強い国づくり、街づくりの具体的提案

市街地内における緑地空間確保、緩衝緑地の確保等風水害等の災害に強い国づくり、街づくりに関し、環境保全の観点からの具体的な提案に努めるものとする。

(5) 所管施設等の安全性の確保

所管の施設・設備及び環境省が地方公共団体に補助した施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その浸水対策、非常電源の確保、補完的機能の充実十分配慮するよう努めるものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする。

(6) 所管施設等の整備等

所管の国民公園、国立公園等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備の整備等を図るよう努めるとともに、国立公園内の所管地、集団施設地区等における各種施設の状況等必要な情報について、あらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

また、火山が噴火した又は噴火のおそれが高まった際には、近傍に位置する直轄ビジターセンター等においては、施設利用者に対し、当該噴火等に係る情報を提供する体制の整備に努めるものとする。

(7) 非常資機材及び連携体制の確保

災害の発生後に緊急に必要となる状況に備えて、資機材等の整備・配置状況について把握するものとする。

また、資機材等の相互利用等に関する連携体制を含め、災害時の環境モニタリング体制を平常時より整備しておくよう地方公共団体に対し助言を行うものとする。

(8) 工場・事業場の立地状況の把握等

災害の発生に備えて、化学物質排出把握管理促進法におけるPRTR制度の届出事業所や、大都市地域を中心とした、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の対象となっている大規模な工場その他の工場・事業場について、その位置、取り扱う規制物質等について、有害性情報を含めた

必要な情報についてあらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

また、大規模な油汚染事故の発生に備えて、事故発生時に保護すべき自然環境の優先度を決定するための情報を、全国の海岸について整備しておくものとする。

(9) 有害物質等に関する汚染防止体制の整備等

災害の発生時における有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等に対する的確な応急対策を迅速かつ円滑に実施するための体制について、あらかじめ整備するよう努めるものとし、また、地域防災計画において有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩の防止等に関する緊急対策マニュアルを策定するよう地方公共団体を指導するものとする。

また、必要に応じ、前項の工場・事業場においても必要な事故時対応マニュアルを策定するよう指導するものとする。

(10) 公健法被認定者等の状況把握等

災害の発生に備え、公健法被認定者等について、関係地方公共団体及び独立行政法人環境再生保全機構が平常時からその氏名、住所等必要なデータを多重化して保有するよう指導するものとする。

また、災害時においても公健法被認定者等への相談対応や効果的な診療等が円滑に行われるための体制整備等に努めるものとする。

(11) 地盤沈下防止対策

①地下水採取の規制

洪水、高潮等による災害の防止の観点から、地盤沈下の防止を図るため、工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、工業用又は建築物用の地下水の採取の規制を行うとともに、必要に応じ、地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。

②地盤沈下の監視測定

地方公共団体に対し、地下水採取地域における地盤高及び地下水位の変動状況等の監視測定のための調査を継続的に実施するよう指導するものとする。

③必要に応じ、関係行政機関と下記に関わる調整を行うものとする。

- ・地下水の採取の規制及び地盤沈下防止等対策要綱により必要となる、代替水供給事業の計画的促進。
- ・地盤沈下地域における津波による災害を防止するための、河川改修、津波対策、内水排除施設の設備等の計画的促進。

(12) 災害廃棄物に係る処理体制の整備

①一般廃棄物処理施設等の強靱化等

災害時における災害廃棄物処理施設等の強靱化の観点から、地方公共団体に対し、以下の点などについて指導・助言その他の支援を行うものとする。

- ・一般廃棄物処理施設等の浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の対策の導入
- ・大規模災害への備えとして、広域的な処理を行う地域単位で共有すべき処理能力・容量を踏まえた施設整備

②災害時応急体制の整備

ア 平時の備えとして、地方公共団体において災害廃棄物対策指針に基づき災害廃棄物処理計画の策定を行うとともに、当該計画に基づき災害廃棄物対策が進められるよう、地方公共団体に対して以下の点などについて指導・助言その他の支援を行うものとする。

- ・災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理方法等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画の策定
- ・災害廃棄物処理計画等に基づいた周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備
- ・災害対応力向上のための人材育成等
- ・一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄、及び収集車両等の緊急出動体制の整備
- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備

イ 平時の備えとして、発災時に円滑かつ迅速に自治体支援が行えるよう、地方環境事務所を中心とした地方公共団体支援体制等の確保に努めるものとする。

ウ 大規模災害への備えとして、地方環境事務所が中心となって、地域ブロック単位で大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画を策定するとともに、本省が中心とな

って複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制の構築に努めるものとする。

(13) 家庭動物との同行避難、避難所での飼養の準備等への支援

災害時における家庭動物の同行避難や避難所での飼養の準備、家庭での予防・安全対策等について参考となる活動事例集及びガイドラインを作成し、地方公共団体が実施する対策等を支援するものとする。

(14) 調査研究

災害に伴う環境への影響の未然防止に関する調査研究、災害に伴う環境への影響が生じた場合の応急措置及び影響拡大に関する調査研究、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する研究開発、その他の必要な調査研究を推進するものとする。

2. 災害応急対策

(1) 情報の収集連絡等

- ①災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、内閣府、気象庁その他の関係機関と緊密に連絡をとり、気象、水象情報、災害の程度、態様等の必要な情報の迅速かつ的確な連絡に努めるものとする。
- ②的確な災害応急対策を実施するため、消防庁、海上保安庁その他の関係機関、地方公共団体、ガス、通信その他の関係公共機関等と連絡をとり、1.(8)の工場・事業場等からの有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩等による汚染状況、原因等必要な情報の迅速かつ的確な収集に努めるものとする。
また、災害廃棄物等の迅速で円滑な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、被災地方公共団体の施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量見込み等について、情報収集を行うものとする。
- ③収集した情報は、直ちに緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）に報告するものとする。
- ④情報の収集の結果、有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等が生じた場合、その応急措置及び影響拡大防止措置を迅速かつ的確に講じるものとする。その際には、被災地において、消防・水防、救急・救助、避難の誘導その他の住民の保護に係る応急対策を実施している関係機関その他関係団体と密接な連携を図るものとし、住民の生命・身体に危険が生じるおそれがあると判断されるときは、直ちに、報道機関、関係地方公共団体等を通じて、一般への周知措置を講じるとともに、国の非常災害対策本部等に対して、その旨を報告するものとする。

(2) 応急措置の実施

緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）においては、収集した情報等に基づき、下記事項を含む所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

- ①施設等の安全性の確認
 - ・当省所管施設・設備の安全性の確認及び必要な応急復旧の実施
 - ・地方公共団体が所管する公害監視施設等の環境関係施設、設備への同様の措置の実施の指導
- ②所管施設等の避難場所等としての利用
 - ・所管の国民公園等の災害時における緊急避難場所等としての利用
 - ・直轄ビジターセンター等において、施設利用者に対し、近傍に位置する火山の噴火等の情報を提供
- ③緊急環境モニタリングの実施
 - ・地方公共団体との連携を含めた環境モニタリングの実施。また、その際の廃棄物処理場、浄水場等の優先的監視
 - ・必要な資機材等の地方公共団体間の相互利用の斡旋、調整
- ④被災工場・事業場に関する措置
 - ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査、指示
- ⑤公健法被認定者等に関する措置
 - ・被災地域の公健法被認定者等の被害状況の把握
 - ・公健法被認定者等が各種医療手帳の提示なく医療を受けられるよう医療機関へ通知を発出
- ⑥地盤沈下防止対策
 - ・地盤沈下地域状況の把握
- ⑦災害廃棄物等の処理対策

- ・災害廃棄物等の処理状況の把握
- ・必要な資機材等の広域的な支援要請、調整
- ⑧生活環境に関する支援
 - ・石綿を含む粉じんばく露防止に係る防じんマスク着用の周知
 - ・悪臭防止対策に関する助言
- ⑨避難所における家庭動物のためのスペース確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物等）の逸走対策及び動物伝染病の予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について地方公共団体や現地動物救護本部への必要な情報提供及び支援
- ⑩職員派遣、資材機材提供等による地方公共団体の環境モニタリングに対する支援
- ⑪その他地域防災計画、緊急対策マニュアル等の的確な実施に関する地方公共団体の指導
- ⑫被災地方公共団体以外の地方公共団体、環境保全に関連する民間団体に対する応援要請

(3) 各種相談窓口の設置等

必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、公健法被認定者等や地域住民等に対する各種相談窓口を開設するものとする。

また、被災等により認定更新の機会を逸した公健法被認定者等に関する認定更新のための特例措置を含め、環境省の実施する災害応急対策の周知徹底に努めるものとする。

3. 災害復旧・復興等

(1) 復旧・復興関係相談窓口の設置等

2.(3)の継続を図るほか、必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、被災企業等に対する各種相談窓口を開設するものとする。

また、併せて環境省の実施する災害復旧・復興対策の周知徹底に努めるものとする。

(2) 支援措置の検討及び実施

地域環境の保全を図るため、災害の程度、態様、被害の状況、環境汚染の状況等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、下記事項を含む復旧・復興対策を講じるものとする。

①被災企業に対する支援措置

- ・公健法に基づく汚染負荷量賦課金を納付している企業等が被災した場合の納付の猶予措置
- ・被災した工場・事業場の復旧に係る大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく届出等の弾力的な運用
- ・被災企業等への独立行政法人環境再生保全機構の融資等における返済条件の緩和等

②環境監視体制に関する支援措置

- ・地方公共団体の環境モニタリングに対する助言
- ・環境監視施設・設備の被害状況把握

③一般廃棄物処理施設等の復旧

- ・一般廃棄物処理施設等の復旧に係る国庫補助を活用した支援

④災害廃棄物等の処理

- ・広域にわたる処理計画の総合調整
- ・災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を活用した支援
- ・大規模な災害時における災害対策基本法に基づく災害廃棄物処理指針の策定及び代行処理の実施

(3) 復旧・復興段階における環境配慮の確保

災害からの復旧・復興に当たっては、環境保全への配慮が重要であることから、被災した工場・事業場等の再稼働時に有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による汚染等の被害が発生しないよう、また、被災建築物の解体、災害廃棄物等による環境汚染の未然防止のための必要な措置を講じるよう、地方公共団体に対して助言及び指導するものとする。また、必要に応じ、大規模公共事業に係る環境影響評価を実施する。

さらに、緑地や公園の整備、低層密集市街地や住工混在地区の改善等環境保全の考え方を取り込んだ街づくりが確保されるよう、地方公共団体の復興計画に協力するとともに、関係省庁へも働きかけることとする。

なお、火山災害、雪害等災害の規模、態様等に応じ、本編の規定は適宜類推して適用されるものとする。原子力災害及び油汚染災害については、第4編及び第5編を参照。

第4編 原子力災害対策

原子力災害対策については本編に定めるところによるものとし、第1編（1.並びに3.（3）及び（4）を除く。）は適用しない。

なお、原子力災害に加えて他の災害が複合的に発生した場合は、第1編2.（1）及び（2）により設置される対策本部と相互に協力・連携して、情報収集や連絡、合同会議の開催等に努めるものとする。

1. 災害予防

（1）防災情報の連絡体制の強化

原子力災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るとともに、平時から、原子力防災会議や原子力規制委員会・原子力規制庁等との情報連絡を緊密に図り、省内での情報共有や原子力防災会議等への連携・協力等を実施するものとする。

- ①関係行政機関、関係民間団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- ②職員等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。なお、夜間、休日の場合等の対応体制については別に定める。
- ③収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

（2）緊急時モニタリング体制の整備

緊急時における環境放射線モニタリングデータの緊急収集を行うため、平常時から適切な体制を整備・維持するものとする。

（3）公衆の被ばく線量の把握体制の整備

健康調査・健康相談を適切に行う観点から、地方公共団体が行う被ばく線量の把握を迅速に行えるよう支援するための職員の体制を整備・維持するものとする。

（4）緊急時の派遣体制の整備

平常時から緊急時に対策拠点施設等に派遣する職員の体制を整備・維持するものとする。

（5）原子力防災訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、国の総合的な防災訓練の一環として、関係機関と連携を図りつつ、原子力災害に係る防災訓練を実施するものとする。

2. 災害応急対応

（1）特定事象発生時等の対応

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）等の法令や防災基本計画等に基づき、特定事象（原災法第10条）が発生した際には、環境副大臣（又は環境大臣政務官）を原子力規制庁ERC又はオフサイトセンターにそれぞれ派遣し、あらかじめ定めた緊急参集チーム等の非常参集要員を官邸等の対策拠点に派遣する。

（2）環境省原子力緊急災害対策本部

①環境省原子力緊急災害対策本部の設置

環境大臣は、原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、環境省が所掌する行政上必要な情報収集及び今後の対応について協議等を迅速かつ円滑に実施するため、環境省原子力緊急災害対策本部（以下「原子力緊急災害対策本部」という。）を設置するものとする。

②原子力緊急災害対策本部の組織

- ・原子力緊急災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- ・本部長は、環境大臣とする。
- ・副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。
- ・本部員は、官房長、各局長、放射性物質汚染対処技術統括官、各部長、大臣官房審議官（官房担当、放射性物質汚染対策担当）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大

臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、大臣官房参事官（放射性物質汚染対策担当）、水・大気環境局総務課長、水・大気環境局大気環境課長及び環境保健部環境保健企画管理課長とする。

・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて必要な職員を随時に参加させることができる。

③原子力緊急災害対策本部の事務

原子力緊急災害対策本部は、次に掲げる事務を処理する。

・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。

・災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること。

・その他講じるべき災害応急対策の実施の推進に関すること。

④原子力緊急災害対策本部の庶務

原子力緊急災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課の協力を得て、水・大気環境局総務課において処理する。

⑤雑則

以上に定めるほか、原子力緊急災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(3) 環境省原子力非常災害対策本部

①環境省原子力非常災害対策本部の開催

事務次官は、原災法第10条第1項前段の通報（以下「特定事象発生通報」という。）が原子力事業者から原子力規制委員会に対して行われ、当該災害が原災法第15条に基づく原子力緊急事態に該当しない場合は、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所管する行政上必要な情報収集及び今後の対応について協議等を迅速かつ円滑に実施するため、環境省原子力非常災害対策本部（以下「原子力非常災害対策本部」という。）を設置するものとする。

②原子力非常災害対策本部の組織

・原子力非常災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

・本部長は、事務次官とする。

・副本部長は、官房長及び水・大気環境局長をもって充てる。

・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、官房長、水・大気環境局長の順で職務を代理する。

・本部員は、各局長、放射性物質汚染対処技術統括官、各部長、大臣官房審議官（官房担当、放射性物質汚染対策担当）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、大臣官房参事官（放射性物質汚染対策担当）、水・大気環境局総務課長、水・大気環境局大気環境課長及び環境保健部環境保健企画管理課長とする。

・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて必要な職員を随時に参加させることができる。

③原子力非常災害対策本部の庶務

原子力非常災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課の協力を得て、水・大気環境局総務課において処理する。

④雑則

以上に定めるほか、原子力非常災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(4) 情報の収集連絡等

特定事象発生通報又は原子力緊急事態宣言発出の連絡を受けた場合には、非常参集を行い、原子力災害応急体制の確立を図るとともに、原子力規制庁等関係行政機関、関係民間団体等と緊密に連絡をとり、原因、応急対策活動の状況、被害の状況等の必要な情報の迅速かつ的確な収集・連絡に努めるものとする。

また、原子力規制庁等関係行政機関から、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議等の開催の連絡を受けた場合には、関係職員を派遣し、同会議と密接な連携を図り、原子力規制庁の対応に協力するとともに、所管事項に関し、応急対策等の実施の推進に努めるものとする。

(5) 放射能影響の早期把握のための活動

特定事象発生の通報を受けた場合、環境放射線モニタリングデータの緊急収集を行い取りまとめた結果を、また、特定事象発生後の放射性物質の拡散状況に応じて、緊急時モニタリング

を実施しその結果を、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会）に連絡するものとする。

(6) 公衆被ばく線量の把握

原子力緊急事態宣言発出後、防災基本計画に基づき、原子力規制委員会、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体とともに、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入における内部被ばくの把握を、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

(7) 応急措置の実施

原子力緊急災害対策本部（原子力緊急災害対策本部が設置されていないときは原子力非常災害対策本部）においては、収集した情報等に基づき、所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

(8) 原子力被災者への生活支援活動

原子力被災者支援チームにより調整される下記の事項について実施するものとする。

- ① 家庭動物等救護のための警戒区域への一時立入り
- ② 放射性物質により汚染された地域の除染
- ③ 原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ④ 原子力被災者等の健康調査や健康相談等
- ⑤ 被災地における家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への必要な情報提供及び支援

3. 災害復旧

所掌事務及び法令に基づき、原子力災害事後対策を実施し、原子力災害対策本部及び原子力被災者生活支援チームで対処する事柄に協力するものとする。

災害後も継続して環境放射線モニタリングデータの収集を行い、一般環境中への影響の有無・程度を監視するものとする。

さらに、必要に応じ、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省と連携して、原子力事業所周辺地域の居住者等に対する健康調査の実施や、原子力災害により放出された放射性物質によって汚染された地域の除染及び当該放射性物質により汚染された廃棄物の処理を実施するものとする。

第5編 油汚染災害対策

1. 災害予防

(1) 防災情報の連絡体制の強化

船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染（以下「油汚染」という。）災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、地方公共団体、民間団体等の緊密な防災情報連絡体制の確保を図るものとする。

- ①関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図るとともに、対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。
- ②職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。
- ③迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- ④収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

(2) 情報の総合的な整備

油汚染災害による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、油汚染災害に対する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、サンゴ礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報）を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するものとする。

(3) 対応体制の整備

油汚染災害発生時における環境影響調査、野生生物の保護等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努めるものとする。

(4) 関係資機材の整備

野生生物の保護を行うに当たって必要な資機材が的確に整備されるよう措置するものとする。

(5) 訓練等

野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の習得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行うものとする。

2. 災害応急対応

(1) 油汚染事故対策省内連絡会議

水・大気環境局長は、日本国領海内で船舶等の海難事故等に伴う油汚染事故により、海洋汚染、沿岸への油の漂着、周辺動植物への被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、環境省内の関係部局の連絡を密にするほか、事故情報を共有し、野生生物救難対応、環境影響調査の企画・実施、経費の確保及び人体・生態影響について連絡調整を行い、応急対応体制の強化を図るため、油汚染事故対策省内連絡会議を設置するものとする。

油汚染事故対策省内連絡会議の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(2) 応急措置の実施

緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議又は油汚染事故対策省内連絡会議）においては、収集した情報等に基づき、下記事項を含む所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

①事故評価

海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該油汚染災害が野生生物に及ぼす影響の評価を行い、野生生物の保護に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供するものとする。

②防除作業実施者の健康安全管理

防除作業が実施される場合には、油の成分、漂着状況等を踏まえ、野生生物保護の防除作業における健康上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共

団体等に対し適切に情報を提供するものとする。

③野生生物救護

油汚染災害により、野生生物への被害が発生した場合には、油が付着した野生生物の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置するものとする。

3. 災害復旧

油汚染災害による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証するとともに、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施するものとする。

第6編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

地域防災会議又はその協議会は、環境省及び地方公共団体のそれぞれが、法令又は防災計画の定めるところにより行う防災に関する事務が有機的かつ一体的に遂行されることとなるように、前編までに定めるものを参考とし、次の事項について計画を整備するものとする。

1. 災害予防

- (1) 環境関連公共施設の災害に対する安全性を確保するための点検、防災対策の推進等に関する事項
- (2) 都市の防災構造化における環境配慮に関する事項
- (3) 油等の大量流出及び有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩による災害の予防に必要な施設及び設備の整備並びに災害防止活動に関する事項
- (4) 環境モニタリング用資機材の整備に関する事項
- (5) 支援機材の提供等に係る他機関との相互応援に関する事項
- (6) 一般廃棄物処理施設等の防災対策及び災害廃棄物等の処理・処分計画作成等の災害時応急体制の整備に関する事項
- (7) 飼い主のよる家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地動物救護本部の設置に関する事項を含む）
参照：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）

2. 災害応急対策

- (1) 公健法被認定者等に対する医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう活動の組織、方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項
- (2) 災害廃棄物等の処理状況の把握などの情報収集、必要な資機材等の広域的な支援要請に関する事項
- (3) 環境関連公共施設の応急復旧のための手続、方法等に関する事項
- (4) 有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩等を防止するために行う、施設の点検、応急措置、関係機関の連絡、環境モニタリング等に関する事項
- (5) 油等の大量流出による防除資材等の配備状況の把握、防除資材等の整備及び運用、防除活動の協力体制等に関する事項
- (6) 公健法被認定者等の相談機能の充実にに関する事項
- (7) 被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項
参照：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）

3. 災害復旧・復興対策

- (1) 被災建築物の解体、災害廃棄物等による環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため適切な措置等に関する事項
- (2) 防災まちづくり等において環境保全への配慮を行うこと。